

論文式試験問題集  
[民事訴訟法]

## [民事訴訟法]

(〔設問 1〕と〔設問 2〕の配点の割合は、2 : 3)

次の【事例】について、後記の〔設問 1〕及び〔設問 2〕に答えなさい。

### 【事例】

Xは、Aとの間で、Aの所有する甲土地についての売買契約(以下「本件売買契約」という。)を締結し、売買を原因とする所有権移転登記を経由している。ところが、本件売買契約が締結された後、Xは、Yが甲土地上に自己所有の乙建物を建築し、乙建物の所有権保存登記を経由していることを知った。Xは、Yに甲土地の明渡しを求めたが、Yは、A X間で本件売買契約が締結される前に、Aとの間で土地上に自己所有の建物を建築する目的で、甲土地を賃借する旨の契約を締結しており、甲土地の正当な占有権原がある旨を主張して、これに応じなかった。

そこで、Xは、平成26年4月15日、甲土地の所在地を管轄する地方裁判所に、Yを被告として、甲土地の所有権に基づき、乙建物を収去して甲土地を明け渡すことを求める訴訟(以下「本件訴訟」という。)を提起し、その訴状は、同月21日、Yに対して送達された。

平成26年7月13日の時点では、乙建物は、これをYから賃借したWが占有している。

### 〔設問 1〕

上記の【事例】において、YがWに乙建物を賃貸したのは平成26年2月10日であり、Xは、Wに乙建物が賃貸されたことに気付かないまま、Yのみを相手に建物収去土地明渡しを求める本件訴訟を提起し、その後、乙建物をWが占有していることに気付いた。Xは、Wに対する建物退去土地明渡請求についても、本件訴訟の手続で併せて審理してもらいたいと考えているが、そのために民事訴訟法上どのような方法を採用得るか説明しなさい。

### 〔設問 2〕(〔設問 1〕の問題文中に記載した事実は考慮しない。)

上記の【事例】において、YがWに乙建物を賃貸したのは平成26年5月10日であり、そして、Wは、本件訴訟で、A X間で本件売買契約が締結された事実はないとして、Xが甲土地の所有権を有することを争いたいと考えている。

ところが、Yは、本件訴訟の口頭弁論期日において、A X間で本件売買契約が締結されたことを認める旨の陳述をした。

- ① Yがこの陳述をした口頭弁論期日の後に、Wが本件訴訟に当事者として参加した場合
- ② Wが本件訴訟に当事者として参加した後の口頭弁論期日において、Yがこの陳述をした場合
- ③ Xの申立てにより裁判所がWに訴訟を引き受けさせる旨の決定をした後の口頭弁論期日において、Yがこの陳述をした場合

のそれぞれについて、Wとの関係で、このYの陳述が有する民事訴訟法上の意義を説明しなさい。